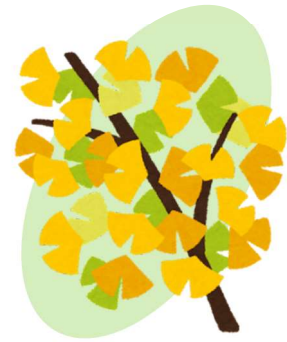


たけせ社会保険労務士事務所

Monthly report



ハローワークの新しい求人サービス機能について

◆9月21日より新機能追加

オンラインで求人や採用の手続きが進められるハローワークインターネットサービスに、次の新機能が追加されます。

- オンラインハローワーク紹介
- オンライン自主応募

◆オンラインハローワーク紹介とは

ハローワークが求職者と求人者の適合性を判断した、マッチングしそうな求人の紹介を受けられるようになります。

ハローワークが送った求人に応募者が応募すると、求人者マイページに応募通知が届きます。そして、応募者の応募書類や志望動機等の確認、メッセージ機能を使った選考を行うことができます。選考結果の通知や管理もできるので、電話やFAX等による連絡事務が不要になり、応募書類の管理や採否入力の効率化を図ることができるようになります。

◆オンライン自主応募とは

ハローワークインターネットサービスに掲載されている求人に対して、求職者が求人者マイページを通じて直接応募できるようになります(この応募者は、上記のようにハローワークによる求職者と求人者の適性の確認を経ないため、募集要件に合致しない方が応募する場合があります)。また、オンライン自主応募での採用は、

ハローワーク等の職業紹介を要件とする特定求

職者雇用開発助成金等は対象とはならないとされています。

応募があると、求人者マイページに通知が届きますが、ハローワークからの連絡はありませんので、求人者マイページを定期的に確認する必要があります。

オンライン上で応募書類や志望動機等の確認、メッセージ機能を使った選考を行うことができ、選考結果の通知や管理もできる点は、オンラインハローワーク紹介と同様です。

【厚生労働省「2021年9月21日からハローワークインターネットサービスの機能がより便利になります！」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20400.html

健康保険の被保険者証 保険者から被保険者に直接交付可能に

◆改正の趣旨

健康保険制度における被保険者証等については、保険者から事業主に送付し、事業主から被保険者に交付すること等が義務付けられていますが、テレワークの普及等に対応した柔軟な事務手続を可能とするため、保険者が支障がないと認めるときは、保険者から被保険者に対して被保険者証等を直接交付すること等が可能となります(10月1日から)。

◆主な改正点

- ① 被保険者証の交付について、保険者が支障

がないと認めるときは、保険者が被保険者に直接送付することができることとされます。

- ② 被保険者証の情報を訂正した場合における被保険者証の返付について、保険者が支障がないと認めるときは、事業主を経由することを要しないこととされます。
- ③ 被保険者証の再交付について、保険者が支障がないと認めるときは、事業主を経由することを要しないこととされます。
- ④ 被保険者証の検認又は更新等を行った場合における被保険者証の交付について、保険者が支障がないと認めるときは、保険者が被保険者に直接送付することができることとされます。
- ⑤ 高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証の交付方法等について、①～④に準じた改正が行われます。

◆被保険者証等の返納については、事業主經由を省略できない

厚生労働省のQ&Aによると、被保険者証等の返納については、事業主經由を省略できません。被保険者が資格を喪失したときは、これまでと同様に、事業主は遅滞なく被保険者証を回収して保険者に返納しなければなりません。

「小学校休業等対応助成金・支援金」が再開されます

感染症対策においてワクチン接種が進んでいるものの、未だ感染拡大の勢いは止まらず、最近では若年層(10代)におけるクラスター発生も耳にするようになってきました。そのような傾向もあり、令和2年度に実施されていた「小学校休業等対応助成金・支援金」制度が再開される予定です。

◆「小学校休業等対応助成金・支援金」制度の対象 【支給対象者】

・子どもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く。)を取得させた事業主

・子どもの世話をを行うことが必要となった保護者であって、委託を受けて個人で仕事をする者

【対象となる子ども】

① 新型コロナウイルス感染症への対応として、ガイドライン等に基づき、臨時休業等をした小学校等(*)に通う子ども

* 小学校等: 小学校、義務教育学校の前期課程、特別支援学校、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等

② 下記 i)～iii)のいずれかに該当し、小学校等を休むことが必要な子ども

- i) 新型コロナウイルスに感染した子ども
- ii) 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある子ども
- iii) 医療的ケアが日常的に必要な子どもまたは新型コロナウイルスに感染した場合に重症化するリスクの高い基礎疾患等を有する子ども

【対象となる休暇期間】

令和3年8月1日以降 12月31日までに取得した休暇

* 令和3年7月31日までに取得した休暇については、「両立支援等助成金 育児休業等支援コース 新型コロナウイルス感染症対応特例」の対象。

事務所より

新型コロナのワクチン接種も順調に進み、社内でも多くの方が1回以上は接種を済まされたのではないのでしょうか。

長かった緊急事態宣言も9月末で解除され、いよいよコロナとの共存の時期に入ってくると考えられます。ワクチン接種を過信せず、今後も完全にインフルエンザと同様の扱いになるまでは、今まで同様の注意を払っていきたく思います。つきましては10月より顧問先様訪問を通常通り再開させていただきますので、よろしくお願いいたします。(武瀬)

【労災情報】 東京・中央労働基準監督署（工藤滝光署長）は、ファン付き作

業服を着用して火気取扱い作業をする際の労働災害を防ぐため、適正な使用方法を解説する動画を作成した。同労基署のホームページから視聴できる。管内では今年7月、アーク溶接作業中に小型ファン部分から火花が入り込み、皮膚全体の30%を火傷する労働災害が発生していた。

ファン付き作業服は、背中などに取り付けた小型ファンで服の中に外気を取り込み、循環させることで体の表面温度を下げる仕組み。同労基署

は、「熱中症対策として広く活用されているが、ファン付き作業服メーカーの説明書には火花の発生する場所での使用を控えるよう記載されている。火気取扱い時には十分対策するよう注意喚起するため、動画を作成した」と話している。

動画の中では、被災現場の元請が撮影した「災害発生状況の再現写真」や、ファン周辺で火気を使用する実験映像を紹介。ファン部分には金属性フィルターを取り付けるよう訴えた。フィルターだけでは火気を完全には防げないため、作業服の下に綿100%などの難燃素材の肌着を着用することも促している。（労働新聞 2021.9.29 記事より）

【豆知識】 「忘れる」スパンとして、昔から「3日、3月、3年、30年」など

といわれています。私が勤務していた工場では、当時、他の工場や産業でもそうであったように、現在の数倍に上る労働災害が発生していました。

そんな状態のなかで、死亡災害や重篤な災害が発生すると、工場全体でピタッと災害が減少し、そんな状態が3年程度続くと、また災害が多発してくるという有り様でした。

自然災害では、2011年の東日本大震災は、33年前に多くの犠牲と被害をもたらした「宮城県沖地震」のことを忘れて、適切な対策や避難行動を取らなかったことが、大惨事に結びついたといわれています。定期的にミーティング等で話題にし、思い出すきっかけを作ることも必要かもしれません。（労働新聞 2021.9.28 コラムより）

